

事業者の皆様へ

水質汚濁防止法が改正され※、

『事業者の責務規定』が追加されました。

※ 平成22年5月10日に改正法が公布され、同年8月10日から施行されています。
大気汚染防止法も同時に改正、施行されています。

【事業者の責務規定について（水濁法第14条の4）】

背景

これまで、水質汚濁防止法（水濁法）では、特定事業場から排水を排出する者のみに排水基準を適用し、公共用水域の水質汚濁の防止を図ってきました。しかし、閉鎖性海域等においてCOD等の環境基準の達成率が依然として低いことなど、なお水質汚濁の改善を講じていく必要があります。そのため、全ての国民に責務が定められていること（水濁法第14条の6）を鑑みても、汚水又は廃液を排出する全ての事業者に対する責務を明確にし、より一層の国民の健康の保護、生活環境の保全を図る必要があります。このような状況を受け、新たに『水質汚濁の防止に関する事業者の責務規定』が追加されました。

概要

1 対象者

今回追加された規定は、水質汚濁防止法の特定事業場の事業者だけでなく、汚水又は廃液を公共用水域に排出させる全ての事業者が対象となります。

2 内容

事業者は、排水基準を遵守するだけでなく、その事業活動に伴う汚水又は廃液の公共用水域への排出状況を把握するとともに、公共用水域等の汚濁の防止のために必要な措置を講ずるようにならなければならないこととされました。

- 例) ・事業活動に伴う汚水又は廃液の排出先の把握
・汚濁負荷を低減するための施設の整備や適切な維持管理の実施

【事業者による自主的な公害防止の取組の促進】

公害の防止のために、排水基準の遵守のみならず、自主的な公害防止の取組が求められています。以下の点について、事業活動の状況を今一度ご確認ください。

公害防止に関する環境管理の具体的取組

① 工場・現場における公害防止に関する環境管理への取組

- (1) 実効性のある環境管理体制の整備と運用
- (2) 本社とのコミュニケーション
- (3) 異常発生時等の対応・整備
- (4) 環境管理手順の明文化と業務の記録・保管
- (5) 関係会社・委託先との連携強化

② 本社・環境管理部門における全社的な公害防止に関する環境管理への取組

【本社・経営層】

- (1) 環境管理業務の企業経営リスクとしての認識
- (2) 公害防止管理者等有資格者の育成と配置

【本社・環境管理部門】

- (3) 関連会社等を含めた全社的リスク把握・対処のための仕組みの整備
- (4) 多重的なチェック・監視体制の整備
- (5) 危機管理体制の整備と検証

③ 従業員教育への取組

- (1) コンプライアンス教育の実施
- (2) 公害防止に関する環境管理のノウハウの継承
- (3) 公害防止管理者等の資格取得を含む環境実務研修の充実

④ 利害関係者とのコミュニケーションへの取組

- (1) 行政（地方自治体）とのコミュニケーション
- (2) 地域とのコミュニケーション
- (3) 関係会社・取引先とのコミュニケーション

出典 環境省 「公害防止に関する環境管理の在り方」に関する報告書
(事業者向けガイドライン)

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=8163>